

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関する重要事項説明書

1. 指定介護予防支援および介護予防ケアマネジメントの目的

指定介護予防支援および介護予防ケアマネジメント（以下、「介護予防支援等」という。）は、利用者の心身の状態等に応じた適切な介護予防サービス計画または介護予防・生活支援サービス計画（以下、「介護予防サービス計画等」という。）の作成またはケアマネジメントを行い、作成された介護予防サービス計画等に沿った指定介護予防サービスまたは介護予防・生活支援サービス等の提供を確保し、当該サービス事業者との連絡調整その他の便宜を図り、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とします。

2. 相談窓口等

地域包括支援センター（以下、「事業者」という。）が提供する介護予防支援等についての相談窓口および連絡先は4のとおりです。ご不明な点は、遠慮なくおたずねください。

3. 担当職員

利用者への介護予防支援等については、4の事業者の介護支援専門員等が担当します。なお、介護予防支援等を指定居宅介護支援事業者の一部業務委託する場合には、当該事業者の従事者が担当します。

4. 指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを担当する地域包括支援センター

センター名称	船堀 地域包括支援センター ウメザワ		介護保険指定番号	(東京都指定番号) 1302300205
法人名	株式会社ウメザワ			
所在地	東京都江戸川区船堀2丁目15番17号 ドウエル船堀102			
担当者名	電話 03 - 5878 - 1521 F A X 03 - 5878 - 1524			
営業日	月曜日～土曜日 ※日曜・祝日・12/29～1/3 は休業	営業時間	9：00～18：00	
職員体制	管理者			1名
	担当職員	主任ケアマネジャー		1名以上
		看護師・保健師		1名以上
		社会福祉士		1名以上
		認知症地域支援推進員		1名
		※その他職員を若干置くことができる		

5. 介護予防支援等の内容

介護予防支援の内容	提供方法
① 介護予防サービス計画等の作成	契約書別紙に掲げる「介護予防支援等業務の実施方法等について」を参照ください。
② 介護予防サービス事業者等との連絡調整	
③ サービス実施状況の把握、評価	
④ 利用者状況の把握	
⑤ 給付管理	
⑥ 介護認定等の申請に対する協力、援助	
⑦ 相談業務	

【ご注意】

- ※ 介護保険または生活保護法の規定による介護扶助の適用者となる場合、上記の料金にかかる利用料は不要です。
- ※ ただし、介護保険が適用される場合であっても、利用者の保険料滞納等により、法定代理受領ができない場合には、いったん料金をお支払いいただき、サービス提供証明書を発行することになります。この証明書を江戸川区の窓口に提出すると払い戻される場合があります。

6. 介護予防支援等の類型及び利用料金

類型	内容	利用料金
指定介護予防支援	指定介護予防給付サービスを利用する場合または指定介護予防給付サービスと介護予防・生活支援サービスを併用する場合に適用する。 5の全内容を実施	5,038 円 初回加算 3,420 円
介護予防ケアマネジメント	介護予防・生活支援サービスのうち、指定予防訪問介護および指定予防通所介護に相当するサービスまたは区が実施する緩和型サービスのみを利用する場合に適用する。 5の全業務を実施。	5,038 円 初回加算 3,420 円
委託連携加算	利用者に提供する指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を提供し、当該指定居宅介護支援事業所における介護予防サービス計画の作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者 1 人につき 1 回を限度として所定単位数を加算する	3,420 円
高齢者虐待防止措置未実施減算	利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に基本報酬を減算する	4,993 円

7. 利用者の居宅への訪問頻度の目安

担当職員（または居宅介護支援事業所の介護支援専門員）が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度は、おおむね 3 ヶ月に 1 回となります（サービスの提供を開始する月、提供開始月の翌月から起算して 3 ヶ月に 1 回が目安になります）。

また利用者の同意を得て、サービス担当者会議等において、利用者の状態が安定している、利用者が家族のサポートなどを受けてもテレビ電話装置等を介して意思疎通が出来ること、テレビ電話装置等を活用しては収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報収集ができる事に関係者が合意を得ている場合はおおむね 6 ヶ月に 1 回の訪問となります。

但し、上記の回数以外にも、利用者からの依頼や介護予防支援等業務の遂行に不可欠と認められる場合は利用者の居宅を訪問します。

なお、区が実施する通所型の短期集中型サービスについては、訪問のほか適切な手段により状況を把握します。

8. 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業者及び事業者が使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

②個人情報の保護について

事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。

事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意を持って管理し、また、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

9. 介護予防支援等業務に関する相談・苦情について

【地域包括支援センターの窓口】	所在地 江戸川区船堀 2 丁目 1 5 番 1 7 号 ドウエル船堀 1 0 2 電話番号 03-5878-1521 FAX 番号 03-5878-1524 受付時間 月～土 9:00～18:00
【区の窓口】 江戸川区福祉部介護保険課 事業者調整係	所在地 江戸川区中央 1 丁目 4 番 1 号 電話番号 03-5662-0032 ファックス番号 03-5663-5172 受付時間 月～金 8:30～17:15
【公的団体の窓口】 東京都国民健康保険団体連合会	所在地 東京都千代田区飯田橋 3 丁目 5 番 1 号 東京区政会館 1 1 階 電話番号 03-6238-0011 受付時間 月～金 9:00～17:00

10. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

事業者は、感染症の予防及びまん延防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

①感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

②感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

従業者に対する感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的実施しています。

11. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

②虐待の防止のための指針を整備しています。

③従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施しています。

④虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置しています。

虐待の防止に関する担当者	管理者・中村 亘
--------------	----------

サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを江戸川区に通報します。

⑤利用者又は他利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない状態を除き身体拘束等を行いません。緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合は理由を記録します。

虐待通報の窓口

船堀 地域包括支援センター ウメザワ	電話番号：03-5878-1521 受付時間：月～土 9：00～18：00 （ただし、日・祝日、12月29日から1月3日を除く）
【区の窓口】 江戸川区福祉部 介護保険課権利擁護係	電話番号：03-5662-9011 受付時間：月～金 8：30～17：00 （ただし、土・日・祝日、12月29日から1月3日を除く）

12. 業務継続計画の策定等について

①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます

②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します

③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います

13. 重要事項の説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日

令和

年

月

日

上記内容について、事業者は介護予防支援等の提供開始にあたり、利用者に説明を行いました。

事業者

所在地： 東京都江戸川区船堀2丁目15番17号 ドウエル船堀102

法人名： 株式会社 ウメザワ

代表者名： 梅澤 宗一郎

事業所名： 船堀 地域包括支援センター ウメザワ 印

説明者

所在地： 東京都江戸川区船堀2丁目15番17号 ドウエル船堀102

事業所名： 船堀 地域包括支援センター ウメザワ 印

説明者：

上記内容の説明を事業所から確かに受けました。

利用者

住所： _____

氏名： _____

上記代理人（代理人を選定した場合）

住所： _____

氏名： _____

個人情報の使用に係る同意書

私(利用者)および家族は、船堀地域包括支援センターウメザワが、私、代理人および家族の個人情報を必要最低限の範囲内で下記利用目的において使用、提供、または収集することに同意します

1.利用目的

- (1) 介護保険における介護認定の申請および更新、区分変更のため
- (2) 利用者に関わる介護予防サービス計画または介護予防・生活支援サービス計画（以下、「介護予防サービス計画等」といいます）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
- (3) 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等との連絡調整のため
- (4) 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合および主治医等の意見を求める必要がある場合
- (5) 利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため
- (6) 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議
- (7) その他サービス提供で必要な場合
- (8) 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

2.使用条件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しません。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らしません
- (2) 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示いたします

3.個人情報の内容(例示)

- (1) 氏名、住所、生年月日、健康状態、病歴、家族状況等、事業所が介護予防支援等を行うために最低限必要な利用者や家族個人に関する情報
- (2) 認定調査票、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見(認定結果通知書)
- (3) その他サービス提供に必要な情報

4.利用期間

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関する契約書第3条に基づきます

令和 年 月 日

本人（利用者） 住 所： _____

氏 名： _____

代理人および家族 住 所： _____

氏 名： _____

続 柄（利用者との関係）： _____